

平成16年第14回教育委員会記録

平成16年9月21日(火)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成16年9月21日(火) 午前10時03分～11時24分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 大藏 雄之助
職務代理者
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継
学校適正配置担当部長 上原 和 義 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 馬場 誠 一 学務課長 井口 順 司
学校適正配置担当課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
施設課長
社会教育長 武笠 茂 中央図書館長 倉田 征 壽
スポーツ課長
中央図書館次長 清水 文 男

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 12 名

会議に付した事件

(議案)

議案第47号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台
(学校の統合)」について

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

(報告事項)

- (1) 平成17年度入園の区立幼稚園募集日程について
- (2) 杉並区立学校ゆびとま情報収集手続きについて

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案審議	
議案第 47 号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定の ためのたたき台（学校の統合）」について・・・・・・・・	3
選任	
杉並区教育委員会委員長の選任について・・・・・・・・	21
杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について・・・・・・・・	22
報告事項	
(1) 平成 17 年度入園の区立幼稚園募集日程について ・・・・・・・・	16
(2) 杉並区立学校ゆびとま情報収集手続きについて ・・・・・・・・	17

委員長 ただいまから、第14回教育委員会定例会を開催いたします。

皆様方にはご多忙のところ、また朝早くからお集まりくださりまして、ありがとうございます。本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。本日は議案が1件、報告が2件、それに加えて委員長と委員長職務代理者の選任を行わせていただきます。

それでは議案の審議に入ります。日程第1、議案第47号「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）について」を上程し、審議させていただきます。

学校適正配置担当課長から説明をお願いします。

学校適正配置担当課長 では、私から説明いたします。お手元に配付してあります資料は、A4版1枚の資料とA4版8ページだての本文、並びにA4版8ページの一般用説明用資料（概要版）の3つを1つにとじ込んでいます。

最初に、A4版1枚ものの資料、「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）について」を説明いたします。平成16年7月21日に決めました「杉並区立小中学校適正配置基本方針」を受け、具体的な第一次適正配置計画策定のためのたたき台を作成しました。このたたき台は、学校関係者との意見交換や、その後の区民意見の提出手続のために作成したものです。本日説明した内容をもって、今後地元で正式に説明に入りたいと考えております。

内容は、今後も適正規模に満たないと予測される小規模校のうち、耐震性や老朽化などで、改築時期に到来した緊急度の高い学校を統合対象校とし、統合により適正規模を確保する内容となっています。なお、「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」については、平成16年8月26日付けで教育委員会で既に決定済みです。

まず、1 計画期間です。平成16年度から平成20年度までの5年間としています。

2 小規模校の統合。1校目は、若杉小学校と杉並第五小学校です。2校目は、神明中学校と宮前中学校を基幹としつつ、松溪中学校並びに西宮中学校に、それぞれ統合する予定です。統合予定時期としては、若杉小学校が平成22年4月、神明中学校は平成20年4月をそれぞれ予定としています。

3 今後の予定です。9月22日、明日ですが、今日ご議決いただいた上で、区議会文教委員会に報告したいと考えております。9月下旬をもって、各学校に説明会を行い、また平成17年6月を目途に、第一次計画を策定したいと考えております。広報などによる区民意見の提出手続については、各学校での説明会後の状況を見ながら、別途設定したいと考えております。裏面の事前説明経過ですが、これまで事前に、当該校に説明に伺っています。その経過の記載です。主に教職員また学校評議員やPTAといったところに、当該校を含めて関係する学校にもお話をさせていただいております。

それぞれの内容について、次に本文で説明いたします。本文の2ページ「統合の対象校」ですが、小学校の統合として、若杉小学校と杉並第五小学校を対象としております。若杉小学校は昭和16年1月、杉並第五小学校から分かれて開校しています。一方、杉並第五小学校ですが、大正15年4月に開校しています。

統合の理由は、1番目に児童数、学級数の減少を挙げています。若杉小学校の児童数は、今年5月現在で全学年単学級です。区の推計でも、今後、将来的にも児童数の大きな増加はないと予想されているところです。一方、隣接する杉並第五小学校ですが、現在、適正規模の下限12学級は維持していますが、児童数は将来的にもほぼ横ばいで推移をするということで、平成22年度において、適正規模とされる児童数を下回ることが予想されています。天沼1丁目、2丁目、3丁目、それに付属する地域ですが、両校を含め児童数の減少が見られます。したがって、両校の通学区域を調整し、それぞれの学校の適正規模を確保していくことは困難と考えています。

次に、理由として校舎の老朽化を挙げています。杉並第五小学校の校舎は、昭和33年に改築されたものですが、老朽化が進んでいます。平成20年度には築50年、一定の目安ですが、改築時期を迎える状況です。適正規模を確保し、杉並区の目指す教育を実現するために、若杉小学校と杉並第五小学校を改築を機会に統合したいと考えています。

統合後の学校の位置は、両校の通学区域を一体と考えた場合、児童数の比重が東側にあります。また、現在の杉並第五小学校は、ほぼ中央に位置しており、校地面積は若杉小学校のほうが広いのですが、若杉小学校周辺のみちづくりによって、校地が道路予定で拡張されることも予想されますので、現在の杉並第五小学校の校地と考えています。杉並第五小学校の新校舎改築に合わせて、若杉小学校と杉並第五小学校を統合し、杉並第五小学校の校地に新しい学校を開設したいと考えています。また、統合に伴い、環状8号線の西側区域は、現状の児童の通学動向を考慮し、通学区域の変更を行いたいと考えています。

3ページのイですが、「統合による新しい学校づくり」です。新しい学校では、新たな教育目標を定めるということで、地域の声を一層反映するような新しい学校づくりを目指したいと考えています。校名変更についても、学校関係者等と協議をし、また、区独自の教員採用を行うなど、少人数指導に積極的に取り組みたいと考えています。施設面も一新するわけですので、少人数指導や教科指導のための教室の配置、IT環境を整えたり、また安全面やエコスクール化にも十分に配慮したいと考えています。

ウですが、統合予定時期としては平成22年4月を考えています。なお、平成20年度に杉並第五小学校の改築工事の着工予定をスケジュールとしては組みたいと考えています。この関係上、改築工事期間中は、両校の児童が若杉小学校の校舎で一緒に学ぶということで、竣工後、新しい

学校に移りたいと考えています。この場合、実質的な統合時期は、平成 20 年度になる可能性がございます。

エですが、児童数の推計です。現在と平成 22 年度、それぞれの学校の推計並びに一部区域変更をした場合に移る児童数、その後の統合後ですが、児童数 408 人、学級数 13、平均学級数 31 人。統合校の位置は、杉並第五小学校になっています。なお、心障学級も含め、併せて杉並第五小学校で改築をしたいと思っています。

4 ページです。中学校の統合として、神明中学校と松溪中学校、宮前中学校、西宮中学校を予定しています。神明中学校は、昭和 22 年 5 月開校です。統合の理由として、まず校舎の老朽化及び改築が非常に難しいことを挙げています。校舎は、昭和 36 年に改築されたものですが、老朽化が進行しています。平成 15 年度実施の耐震診断の結果、コンクリートの一部に強度が小さい部分があり、補強の効果に疑問が残るということで、改築が必要と診断では判断しています。改築をする場合にも、校地が非常に不整形で、現在の建築基準法の 56 条の 2 や 58 条は高さの制限ですが、これらに伴い、改築に非常な制約があります。例えば、神社と境界を接し、非常に細長い区域です。現在ここに 4 階建ての校舎が建っていますが、これらについては低層校舎にならざるを得ないということです。これらを補うために地下に設けたり、運動場をつぶしたりということ、学校の校舎建築ということでは、文部科学省の定める面積、運動場の面積を大幅に下回る改築計画にならざるを得ません。こういうことでは、改築しても中学校の学びの場としての適正な教育環境の確保は困難ということで、この部分について改築はなかなか難しいという判断をしています。

次に、生徒数の減少を挙げています。現在、区の推計では、このまま横ばいしないしは減少傾向を示している形になっており、大幅な増加はないと考えています。

このように、現在の校地で改築することが困難ということと、学校の小規模化のため、隣接校に統合することが必要と考えています。直近の宮前中学校の統合では、適正規模を上回ってしまう可能性がございます。また、通学区域が広域化するということがあるので、生徒に非常に通学上の負担がかかることも考えられます。そこで、宮前中学校を中心として、松溪中学校、宮前中学校、西宮中学校の 3 校に統合する考えです。新たな学校づくりということで、現在の神明中学校の歴史はこれまでの取組みを尊重しつつ、統合の基幹校である宮前中学校とは、新しい学校づくりを目指したいと考えています。校名変更についても、学校関係者等と今後協議をしたいと考えています。

統合による施設面での対応です。松溪中学校については、耐震改築により対応します。宮前中学校と西宮中学校については、生徒数の増加に伴い、部分的に必要な増改修が出てくると考えて

います。関係各校について、必要に応じ一定期間、学校希望制度の受入れ枠の調整をして、対応したいと考えています。統合予定時期は、平成 20 年 4 月を予定しています。老朽化や耐震性の関係から早期に対応する必要性がありますが、施設面も含め、周辺 3 校への統合に向けた準備に期間を要し、当然、統合の話についても時間がかかると考えています。

エの部分ですが、当該校と周辺各校との生徒数の将来推計です。松溪中、宮前中、西宮中の 3 校に分かれるところですが、いちばん大きい所は宮前中です。これは 112 人、松溪中に 53 人、西宮中に 46 人という形で、推計ですが、こういうふうに分かれたいと考えています。一部宮前中の生徒が松溪中に移ると、区域を少し変更することもあり、下の表ですが、これで各学級を均衡化させたいと考えています。松溪中が 10 学級、宮前中が 12 学級、西宮中は 12 学級。この平均は 33 人、現状と同程度で、このような形にしていきたいと考えています。また学級数並びに生徒数も適正規模の中に収めると考えています。

6 ページ、今後の予定です。当該年度、平成 16 年度ですが、第一次計画のたたき台を作成し、説明して意見交換をする。区民意見の提出手続等を行いたい。平成 17 年度については、第一次計画策定・統合準備に入っていきたいと考えています。

今回新たに、第三者委員会の設置を基本方針の中で掲げています。適正配置計画に関する区民意見について、5 名程度の公正な人たちからなる委員会を設け、第三者的な立場からご審議をいただき、区に意見を提出していただく。また、その事後評価を行うために設置するものです。名称、役割は下の記載のとおりです。

最後に通学区域の変更図です。これは私どもの案ですが、別紙のとおりです。若杉小学校と杉並第五小学校ですが、太く実線で示している範囲が、現在の若杉小学校の範囲です。そこから東側の斜線で書かれている部分が、杉並第五小学校の範囲です。基本的に新しい通学区域は、両校を合わせた区域と考えていますが、環状 8 号線より西側の部分は、現状の児童の通学動向を配慮して、桃一小並びに桃二小へ区域変更したいと考えています。現在ここにいる子どもたちは、若杉小もそうですが、桃二小ないしは桃一小に行っているところが多いです。そういったところを判断してということです。

次のページですが、神明中学校と松溪中学校、宮前中学校、西宮中学校の区域図です。同じように太い実線が、神明中の現在の区域です。これを宮前中を中心に、西側、東側、それぞれの学校に変更したいと考えています。いずれにしても、これらの変更図は、案として示しているものですので、今後、統合の準備の段階で各学校との調整では、様々な角度から検討がなされ、また変更が加えられていくものと考えています。

概要版については、本文をまとめたものです。後ほどお読みいただければと思います。説明は

以上です。

委員長 ただいまの説明にご質問、ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 前回、通学区域の変更の話が出まして、そのときに既に若杉小、杉五小、それから神明中の話がちらついていました。それがなくて、通学区域の範囲だけが変わるかと思っていましたから、これで非常にはっきりいたしました。

ただ、この1ページですが、小規模校のうちで、耐震性や老朽化などで、改築の時期が到来した緊急度の高い学校を統合対象とするというのは、それは正直なところなのでしょうが、そうだとすると、改築期が終わったり、耐震が終わった所は、割合安心だということになってきますね。やや公平ではない。ずっと前から統合をにらみながら改築をしてきたのなら別ですが、そうではなくて改築してきたわけですから、ちょっと早目に改築をした所は得をしたというようなことになるのは、私は良くないと思うのです。だから、これはあまり強調しないほうがいいと思います。

本来ならば千代田区のように、統合するときは1回全部廃止をして、そして区内を見回して、人口動態をよく見ながら、いちばん便利な所にいくつ学校を作るべきかということで、新校舎もつくり、新しい名前をつくるのが、私はいちばん公平だと思うのです。けれど、それは杉並区の場合、学校の数が千代田区とは格段に違いますから、動きも千代田区の場合は、新しく人口が増えるという要素はあまりありませんが、杉並区の場合では、日産の跡地でも、相当増えていますし、それ以外の所でも、変動の可能性がありますから、その見通しがつけられない。それからすると、全部ご破算にしてというのは難しいと思います。しかし、基本的には、やはり適正規模を基本に考えて、どこに作るかを決めてやるということが原則です。その建物が既に良いから、そこにに入れてしまおうということでは、老朽化をして手当が遅れた学校は非常に不利になるということですから、あまりここを強調されるのは良くないと思います。

もう1つは、新しく校舎が建って、きれいになっていても、跡地の利用としてそれが非常に使いやすいということであれば、私はそこに学校を移して、ほかと統合することだってあり得ると思うのです。だから適正配置は、活性化のためにも必要だと思います。道路関係も、最初に来たときから変わったりしていますから、それについては私は賛成です。建物のことをあまり言うのは、良くないのではないかと思います。

宮坂委員 私は、いまいろいろご説明を伺いまして、基本的に予算の関係、いろいろ費用の面で統合することはやむを得ないと思っております。ただ、お伺いしたいのですが、ここに説明いただいたのはたたき台ということで、今後、変更する可能性があるかどうか1点。それから統合する理由の1つに、老朽化した校舎のものを優先的に選ぶ。いろいろ問題あるでしょうけれども、これは分かります。ただ、もう1つが人数が減ったということ。児童数の減少にしたがってやっ

ておりますが、この考え方についてはどんなものでしょうか。基本的に、結果として私はやむを得ないと思いますが、一面、少人数が必ずしもいい教育できないというわけでもないし、特色ある学校づくりという面も強調されておりますので、この点だけがかなり重要な要素を占めているのかどうか。これをもう1回確認していただきたいと思います。

通学区域に関してですが、これも基本的には、だんだん自由化の方向に向かっておりますので、あまり狭く考えなくてもいいのではないかと思います。

最後なのですが、これは実施までに数年、おそらくいま入った生徒が卒業するまでの期間もいろいろ考えて、数年と決めています。これはちょっと考えられませんが、もしこの間に部分的にその区域が増えてきたという場合は、根本的に考え直す気持もどこかにあるのかどうか。この辺、ちょっと併せて簡単で結構ですがお聞かせください。

学校適正配置担当課長 たたき台の形でお示ししています。ちょっとなじみにくい言葉かなと思っています。むしろ、これは都市計画サイドでよく使う言葉でして、部分的に都市計画の素案を皆様方にお示しをして、皆様方に非常に密接な関係を持つ内容もございますので、いろいろな形で意見を頂戴し、また地元にもいろいろな説明をし、組み入れていくという形では、相当区民の意見を広く吸い上げるといいますか、そういった形での手法を取っています。そういう意味で、名称を「たたき台」としております。具体的にこの中でいろいろな意見が出されると思います。また通学区域の範囲の問題とか、統合の時期であるとか、様々な話が出てきます。また統合そのものについても、いろいろなご意見が出てくるかと思えます。そういったものについての案ですので、入れられるものについては、十分そういったものの中では検討を加え、また第三者委員会からのいろいろな話も承りながら、十分に練っていきたいと思っております。ですから、これが最終的にガチガチに固まっているものでは決してないということです。

宮坂委員 変更する可能性はあるということですね。

学校適正配置担当課長 はい。どこをどう変更するかは、今後の論議になってくるのかなとは思いますが。また、小さな学校についても特色あるというお話がありました。我々も、基本方針に、小規模化したらただちに統合するという考えは持っていないことをお話させていただきました。現在ある小規模校ですが、幼稚園施設を入れて取組みをしていきたいと考えている所もございます。学校の中でも位置関係にもよりますが、単に小規模校だからということではなく、そういったものの道を探りながら、教育上の効果として上がっていくものがあれば、そうしたものについての取組みも併せてしていきたいと思えます。

また、通学区域の考え方については、少し弾力的にというお話がございました。今日お示したのは素案ですので、これからいろいろな意見が出されると思います。学校希望制との関連もあ

りますので、当然にそういったものを十分に加味しながら、今後皆様方、地域の方々とお話をさせていただきたいと思っております。多少弾力的な運用が必要かなと思います。

安本委員 もともと適正配置・適正規模ということもいろいろ考えてきたのですが、小規模校が必ずいけないと思っているわけでも当然ないし、けれども学校とか伺っても、それなりの規模を維持している学校はやはり活気もあり、子どもたちも元気であるというところは、これはもう否定できない事実であると思います。悲しいかな、子どもが少なくなったのは、私どもの責任でもあり、このことについてはもういたし方ないと私は思っております。

ただ、先ほど大藏委員がおっしゃいましたように、校舎が古いからということでの説明は、やはり私はこの統合計画にはなじまないと思います。小規模で、もっと古い学校があるはずですが、でもそこでなくても、ここにしたという理由は、ここが私はいちばん問題だと思うのですが、納得できないまでも理解できる理由が必要だと思っています。もう仕方のないことだというのは、ある意味保護者の中にも、それから近隣の方の中にもあると思いますが、その先、ではどうしていくのかという、その理解していただく部分で努力はしていくべきではないかと思っています。

具体的なことになりますが、私はこれを読んでも、なぜ若杉小なのかというところが、どうしても分からない。杉五小は狭い校地で、運動会でも真っ直ぐに走ることが困難な校庭と聞いております。ここに、なおかつ、もう少し高く建てるのか、それは私は分かりませんが、そういうふうにした上で、また若杉小の子どもたちが増える。若杉小は心障学級も持っていますし、そういったものも増えていく中で無理はないのかということは、ちょっと不安に思っています。

初めてここで見たのですが、「若杉小学校周辺のまちづくりにより校地が減少することも予想される」とあるのですが、これは具体的にどういう予想なのか。たぶん道路の計画とかは、もう何年も先まで立っていると思うのですが、そのところは具体的に伺いたいと思います。

学校や学校評議員の方に対してとかの説明を9月4日、7日、13日、PTA運営委員会、PTA主催で保護者に説明会、いろいろそれぞれの学校でやっているようですが、一体どういうご意見が出たのか伺いたいと思います。

それから、地域を声を一層反映させて、新しい学校をつくっていくと、「新しい学校づくり」の所に出ているのですが、とすると今後学校に入ってくる人たち、近隣の幼稚園であるとか近隣住民の方への説明会については、どうお考えになっていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

もう1つは、桃井第一小学校、桃井第二小学校に関しては、桃一小のほうは大規模校ということで、今後学区域の変更を考えていると思います。先ほどのご説明ですと、もうこの子どもたちは桃一小に行っている、桃二小に行っているというお話でしたが、これは耐えられる規模なのか。というのは、学校希望制度がある以上、若杉小の学校グループと杉五小の近隣のグループと

というのが、ちょっと調べてこなかったのですが、重なる部分が出てくると思うのです。そうしますと、ここでまた増えていくということは考えられないのか。

あと、近隣といいますと、杉九小、沓掛小。もちろん当然桃二小は、既に学校希望制度では、くじを引かなくてはいけないぎりぎりの所に来ているわけです。沓掛小もキャパシティとしては、1年生は3クラスぐらいが妥当であると同ったことがあるのですが、もうぎりぎり3クラスを超えそうな状態です。これは校舎の建て方の関係、あそこはオープンスペースなのです。そういう所への理由というか、ちょっとご迷惑みたいなところは、学校希望制度がある以上は出てくると思うのです。それについて、どうお考えか。

これは、私の個人的な気持ですが、神明中をどうしても3つに分割したとしか取れないのです。どうも統合という言葉には、この書き方では学区域の変更をして、神明中の子どもたちをこっちやあっちへやったというふうにしかならない。

永福南小学校が15年ほど前に出来たときに、和泉小学校と永福小学校の4年生以上だったと思います。ちょっとその記憶は定かではありませんが、とにかく「明日からあっちの学校だよ、バイバイ」とされたということがあるのです。たまたま知っている方で、バイバイして永福南小に移らねばならなかった子どもたちは、自分たちで机を運んで、大変悲しい思いをしたということ、15年経っても覚えているということです。ここのところももう少し、西宮中に何人、宮前中何人、松浜中何人という所が、私はちょっと気持として、何とかもう少しご説明いただきたい。

要は、納得はできないけれど、教育にはこれが必要なのだ、子どもたちにはこれが必要なのだということ、やはり理解していただく。もうここまでくると納得は無理だと思います。気持の問題、心の問題になってくるので。だから、そのところを説明していただきたいと思うのです。だったら長くなってすみません。かいつまんで結構ですので、お答えをいただければと思います。

学校適正配置担当課長 先ほどの委員の方への答弁を忘れていました。失礼いたしました。この計画が進行する段階で、部分的に増予想という大きな事情変更が出てきた場合には、この計画そのものについての見直しはあるのかというお尋ねがございました。基本的には、前提として考えているところが大きく変わるということであれば、当然にそれに従って変えていく可能性は十分にあり得ると思っています。

次の質問でございます。統合の理由について、なかなか難しい、理解しにくいというお話がまず1点目にございました。なぜ若杉小なのかということも含め、また最後の質問にも重複しますが、理解していただくためには、十分にそこら辺の説明といたしますか、納得が必要ではないかということは全くそのとおりだと思います。

仮に若杉小学校の場合ですが、単学級、小規模校で非常に目が行き届くというようなこともあると伺っていますが、基本的に学校というのは、集団で教育をするということが基本だろうと思います。また、社会性を身につけることも必要であろうと思います。そのためには、一定の規模が必要であるというのは、基本方針の様々な論議の中でも出てきたわけです。教育環境をいまよりも良くしていくということでは、基本的に学校には一定の集団をつくる。その中でそれぞれの機能を発揮するために、児童生徒がお互いに切磋琢磨する。また、競争心や豊かな人間性や社会性を育むためには、一定程度の規模が必要であると我々としては考えています。

最初に戻りますが、教員も学級数に応じて配分されるわけですので、やはり適正な規模をもって学校が運営されているというのが、いちばん効果が高いと考えているわけです。そういったところについては、十分にお話をさせていただきながら進めていきたい。

特に小学校の場合に、単学級、クラス替えもない。人間関係が固定化されるということで、一旦問題が生じた場合にもなかなか変えようがないということもございませう。そういったものについては、変えていきたいとも思っておりますし、また、中学校でも、さらに一定の規模が必要であると思っています。今回の若杉小学校の6学級、神明中学校の適正規模の中での6学級は、様々な教育上の環境から、向上させていく、変えていく必要があると考えています。

まちづくりのお話がありました。天沼3丁目の密集市街地のまちづくりは、過去10年前からやっております。最初は、真ん中辺りの西福祉事務所の近い所の公園用地を買って、公園に変えています。現在、もう一カ所、公園用地の所を買収の交渉を進めている段階です。その部分から東西にわたり、東京衛生病院の脇を抜け、若杉小学校の所へずっと幅員6mの道路の予定が、そのまちづくりの中では計画されています。その道路の拡幅で、東京衛生病院のほうは下がっています。小学校の部分がまだでして、約180m、学校の校地に沿って、北側の日大二高通りに抜けるということで、学校側の面積が幅員2mの歩道であれば360平米ぐらい、幅員3mの歩道を作る場合には5百数十平米ぐらい、通行部分としてなくなる。現在、1,000平米ほど若杉小学校は校庭が広いのですが、基本的にそういったものの差し引きが出てくる。それでも若干大きいのですが、建て方については工夫が必要かなと思っています。

先ほど、心障学級もくるので、若杉小学校から向こうに移ってきて、いま現在でも杉並第五小学校は非常に狭い中で、そういったものが建てられるのかというお尋ねもございました。現在1,800平米ぐらいの運動用地を杉並第五小学校では有しています。若杉小学校では、現在2,400平米ぐらいです。少なくとも、新たに建て替えるときには、その2,100平米ぐらいのものは確保しつつ、中に3層の構造にはなりますが、多少立体的につくりながら、校庭の部分も確保していく計画にしていきたいと思っています。そうしたところが無理はないのかという話です。

学校評議員や学校関係者に説明したときに、どのような意見がでたのかというお尋ねがございました。基本的には、広報に掲載をして、区民意見をいただきたいと考えていましたが、その関係で、あらかじめ事前に説明をするということで、各学校に回らせていただいています。その中で、いろいろお話が出ましたが、一様に驚きを持って受け止められているということがございます。特に在校生、児童生徒への影響について心配されるというご意見がかなり出ました。また、次年度以降の生徒への学校選択の影響が出てきて、学校としてまとまりのある教育環境が維持できるかどうか、非常に心配であるというご意見がかなり出ています。我々は、それについては十分に配慮しながら進めていきたいと申し上げているところです。

今後の説明会というようなお話がございました。これらについても、この後、説明について当該校並びに各周辺校については、十分に説明していきたいと思っています。

桃一小、桃二小の部分について、現在のキャパシティで耐えられるかということについては、現在のところ、日産跡地の状況について情報収集に努めているところです。さほど桃一小については、影響が少ないのではないかと考えてはいます。後で学務課長から補足がございました。

神明中学校の3校統合ということでは、少なくとも何か分散型ではないかというお尋ねがございました。中学校の場合と今回の小学校の場合では、ご覧のように小学校は通学区域が狭いです。そういう意味では、両校統合しても、1つの通学区域としては、まとまりのある所が出てきます。小学校の場合には、通学区域は1kmと考えています。中学校は1.5kmと考えていますので、区域が広範囲になってきますと、どうしても1対1の統合では、通学区域が広がる可能性があります。現に神明中学校は、環状8号線から西荻窪駅まで東西にわたり、中央線沿いにございますので、これを宮前中学校1つで統合しますと、通学区域が非常に大きくなります。ということで、やむを得なくこうした形で、主に中心は宮前中学校と統合し、残ったところを東西に振るという考え方に基づいてやっています。小学校と中学校では統合ということでも、区域の問題では若干の違いが出てくるということがございます。

学務課長 私から通学区域の関係で補足をいたします。桃一小、桃二小の件ですが、私どもの推計では、桃一小、桃二小に6学年合わせて20名程度がそれぞれ移ると見込んでいます。したがって、1学年でいうと、3名ないし4名程度という規模ですので、大きな影響はないかと思っています。

桃一小の件ですが、この受入れの分も含め、近隣校との通学距離の問題とか、そうした所も踏まえ、より適正な通学区域になるように、今後見直しを図ってまいりたいと考えています。

学校適正配置担当課長 追加補足です。先ほど校舎の関係で、古いから統合の理由に挙げるのはいかがなものか、という話がひとつございました。ただ今後、杉並区の学校67校のうちの約8割、50校ぐらいが、これから5年から15年の間に改築時期50年を迎えてきます。そういう意味では、

現在この学校を取り巻く環境というのは大きな転換点に立っています。学校を一度つくりますと50年運営されるわけです。そのときに、この学校を建て替えるべきか、単独で建て替えるべきか、統合して建て替えるべきか、建て替えをしないか。それらについては、それぞれの段階で十分に検討する必要があります。

そういう意味では、先ほど大藏委員からのご質問のように、最初のほうに建てられた学校との整合性はどうかということがございます。それについては、十分整合性を持って考えていかななくてはならない問題と思っています。ただ、杉並区の学校は20年ぐらい前から耐震上の建て替えを急いでやってきた経緯があり、当然にその頃は児童数の減少がこれまでになるということ、あまり想定されていませんでした。耐震上の建て替えから急いでやらなければならないということで、12校ほど建て替えをしておりますが、それらの建て替えた部分については、十分に今後の配置計画の中にきちんと織り込みながら、全体計画をつくっていく。1次計画、2次計画というような形の中で考えていく必要があるかと思っています。

安本委員 近隣の保護者というか、今後若杉小学校に来るであろう方々とか、近隣の方に対する説明会というのは、具体的には計画なさっていますか。あと、当該校の現在いる保護者、この方たちに対しての説明会というのは、どうなっていますか。

学校適正配置担当課長 当該校についての保護者の説明会ですが、この月末に予定しています。また併せて、この小学校に入られるといたしますか、その予定も含めて説明会を今後やっていきたいと思っています。これは、小学校並びに中学校も両方同じです。まだ神明中の日程は決まっていますが、決まりましたら10月半ばぐらいには設定したいと考えています。小学校については、今月下旬に予定しています。

宮坂委員 余計なことですが、私の個人的なことになります。私の姪の連れあいに神明中の卒業生がおります。いま杉並区におりませんが、やはり昔、子ども時代にいた頃の話をしみると、やはり神明中に対するプライド、誇りというか、相当思いがあります。こういう人は、結構卒業生に多いのではないかと思います。もちろんこの話は1回もしたことはございませんが、知ればかなりの淋しい思いをするのではないかとすることは考えられます。

これに関連してですが、7ページに、記念施設を設置しますということが書いてあります。神明中です。これはどういうものを考えているのか。それから若杉小学校には、特にこれは考えていませんか。

学校適正配置担当課長 基本的には、統合の場合には統合新校へ新たに引き継がれるということですが、他区の例で説明いたします。統合新校、新たに出来た学校の一定のエリアの中に、統合された学校の様々な経過や歴史を振り返るいろいろな要素のものを設けているようです。そこに行

って、昔の学校の当時は偲ぶといいますが、記念品であるとか写真であるとか、そうしたものを予定しています。そういったものを一定程度、統合新校の中につくっていきたいという考え方で、これは、両校とも同じです。

宮坂委員 若杉小学校も、一応つくる予定ですか。

学校適正配置担当課長 基本的には、同じ考え方です。

大藏委員 教育委員会でこれを承認して、仮に公表となりますと、明日、文教委員会で報告し、最終的には、区長が承認するという手続で決まっていくわけですから、教育委員会で全部、最終的にこのとおりになるということではないと思いますけれども、しかし事務局がつくって教育委員会で承認をすれば、大筋としてそんなに動かないでしょう。

あと、第三者委員会ができていろいろやるとしても、基本の骨格は教育委員会がつくる。しかし学校、例えば、若杉小学校のあととはなくなって跡地になるわけですが、そうするともう教育委員会の手を離れて、区長部局であとはやっていくということになるわけです。財産としてもそちらに動きますから。

そうすると、例えば、地図を見ても、若杉小学校は住宅地の真ん中であって、あと税務署とかいろいろありますが、ほかの公共施設として考えた場合に、いずれにせよ道路関係が非常に悪くて、学校が小さいといっても普通の所にすれば相当大きな敷地になるわけですから、これは実は非常に使いにくいのです。例えば、桃二小などは道路に近いから非常に使いやすいとか、そういうことがあるわけです。だから、跡地の利用についても、できることなら、学校の統廃合を学区区域や学級数とかいろいろなことで教育委員会の事務局で決める前に、やはり区長部局といろいろ相談をして、跡地利用としての効果はどこがいいかということも、考えなくてはいけないのではないかと思うのです。

もう1つは、今度の場合、事実上、学区域は若杉小が杉五小のほうに大部分行くわけですが、杉五小に統合するのではない、杉五小を建て直して、両方合わせて新しい学校にするという考え方であるならば、杉並区も今いろいろ実験的なことをやろうとしているわけですから、昔からのしがらみがないのはやりやすいわけです。実験校として、これも我々が決めることの範囲に入りますが、できればここに、杉並区でやろうとしているいろいろな新しいものを盛り込んで、是非考えていきたいと、そういうことを事務局でも考えておいていただきたいと思います。

学校適正配置担当課長 跡地のお話が出ました。確かに教育委員会の学校施設から区長部局へ施設を戻しますと、普通財産といいますが行政財産で、区長部局の考え方になってまいります。どういう利用ということですが、当然に現段階では跡地に関して全く白紙の状態です。

ただ、私どもは計画をする時に、跡地の利用を考えて学校統合をやるということはなかなかで

きないことです。さりとて空いている資産をどうするのかということはありません。そこら辺のことについては、これは全庁的な取組みになると思いますので、そういう意味では、庁内に推進組織といいですか、検討組織なども様々に設けながら、検討していく必要はあると思っています。また、新たな学校づくりということでは、今、考えられている杉並の中のいろいろな取組みをいくつかその中にも入れて、実験的にやってみたらどうかというお尋ねもあります。そういうものについて、今後入れられるものについては検討を進めていきたいとは考えています。

委員長 私から3点ほど質問と意見という形で述べさせていただきます。1つは質問です。これは盛んに「第1次計画策定」という言葉を使っているのですが、その期間が平成16年度から20年度と。第1次の次は第2次があるわけで、第3次もあるかわからないけれども、その後のことをどう考えて、また、おわかりになる範囲でいいのですが、内容的にはどう考えていくのか。いろいろなことをたくさん盛り込まなくてはいけないのはわかっているのですが、その辺、具体的に言える部分があるのかどうなのかということがひとつ質問です。

2点目は意見です。若杉小、神明中という名称の保守というか継承、それがどう伝えられていくのかというのは、先ほど宮坂委員から卒業生のお話が出ましたが、自分が出た場合には、かなりこだわる部分だと思います。これは100%の人がこだわるのは当たり前で、その名称というものを重くとらえていきたいということです。ですから、ある場合には統合校の名前というものを、一緒になったのだから、当然、その名前にも影響してくるという場合もあります。その辺も、今後、慎重に検討していただきたいということです。

3点目は、ここに書いてあるからよしいわけですが、4ページ目の所に「新しい学校」ということで、統合に対する対応ということではなくて、新しくこういったふうに創造していくんだ、新しい学校をこういうふうにつくっていきたいんだというイメージ、これはよく参考になるわけです。前にも意見を申し上げましたが、「新しい学校の運営」というところ、「地域運営型の学校をつくりまします」ということですが、保護者、地域社会の人々などが入って運営する。あと考え方によっては、在来型の区の教育委員会とか、そういったものがあるわけだけでも、できるだけ区の教育委員会というものがプロデューサーに徹して、それで地域社会型の学校、新しい学校づくりというものに飛び立ってほしい。

私が言っているのは理想だけです。考え方として、これは新たな試みとして大切だと思います。ですから、ある時点に来たら、地域の方々にお任せするぐらいの、そういう勇気で育てていくべきだということです。そうでないとギクシャクしながら最後まで行ってしまうように思います。これは難しいことですが、今後、是非検討していただきたいと思います。新しい学校が小学校を中心に書かれていますが、中学校についてもこの辺の考え方を導入されたイメージというものも

提示されたほうがよろしいと思います。1点目だけお願いします。

学校適正配置担当課長 1点目の計画づくりのご質問がありました。基本方針の中では全体的な計画としては15年間のスパンを持って、各5年間の刻みで1次、2次、3次という計画をしていく中での今回第1次ということです。説明している中にもありましたが、将来的な予測はなかなか難しいこともあり、いろいろな事情変更によって変わる要素もありますので、1次、2次、3次の全体計画はなかなか示すのは難しいので、第1次計画ということで定めています。

その位置づけですが、当然にすぐやらなくてはならないことといいたいでしょうか、そういったものを1次計画の中で置いています。そういう意味では、通学区域の変更とか、統合についても、今すぐ統合準備に入らないと難しいというところをこの2校で挙げているわけです。

では、2次計画はどうかということですが、基本的には通学区域の変更の部分は少なくなるのかと考えています。基本的には、学校の統合がメインであると考えています。その統合については、今後の状況を見ながら考えていきたいと思っています。

第3次については、第2次でやれなかった部分ないしは新たないろいろなものが出てくるということ。また、学校の校舎の改築の部分的なスパンが、その場合に予想されるということで、出てくるものを考えていきたいと考えています。

表記で誤字がありました。本文の3ページ目ですが、「新しい学校づくり」の5行目です。「少人数指導や教科指導」、この「キョウカ」が「強化」という字になっていますが、「教科書」の「教科」です。申し訳ありません。お詫びして訂正をします。

委員長 ほかにご意見はよろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案の第47号は原案どおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 ありがとうございました。原案どおり可決いたします。いろいろご意見を頂戴しましたように、これから歩み続けるわけで、事務局は大変だと思いますが、綿密な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて日程第2、報告事項の聴取に入ります。初めに「平成17年度入園の区立幼稚園児募集日程について」、学務課長からご説明をお願いします。

学務課長 平成17年度に向けた幼稚園の新入園の園児募集についてご説明します。基本的には資料に記載しているとおりですが、日程はおおよそ例年どおりです。初めに10月1日の広報等で流しまして、その上で募集案内・入園申込書等を10月中旬の15日から30日までの間配布します。その上で申込受付を11月1日、2日、仮に定員を超えた場合には抽選ということで11月5日、入

園選考については、11月8日から19日の間に各幼稚園で実施するという事です。

なお、来年度に向けましては、1つ例年と違うところでは、今般、区議会定例会にも提案していますように、高円寺北幼稚園については、杉並第四小学校の中に入れるということがあります。よって、区立幼稚園の移転が、来年の入園児募集に向けてはある、というところでとどめていただければと思います。

委員長 ただ今のご説明にご質問、ご意見等がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 特にないようですので聴取したことにします。ありがとうございました。

続きまして、「杉並区立学校ゆびとま情報収集手続について」、説明を指導室長からお願いします。

指導室長 「杉並区立学校ゆびとま情報収集手続について」説明、ご報告申し上げます。今年も教員の定期異動事務の季節を迎えたわけですが、現在、杉並区としては特色ある学校づくりを区を挙げてといたしますか、もちろん教育委員会を中心に支援をしているところです。校長と教師の熱意、これの合致によるやる気を重視した適材適所の配置というものを、人事異動に関する区内申に据えたいということで、いわゆる「この指止まれ方式」、これを人事情報収集の新たな手法として加えることとしました。

お手元の概念図でご説明しますが、現在、上に書いてある「異動制度」は、昨年度、東京都異動要綱を改定したわけですが、学校長の経営方針、それに基づく人事構想に基づく異動ということで、異動対象教員に関し、学校から意向等を聴取して、区教育委員会としての考えをまとめ、それを東京都教育委員会に内申する。東京都教育委員会から、その結果が来るというのが現在の異動制度です。

この異動制度そのものは、もちろん変更はありませんが、校長の意向を聴取する際の1つの手続として、今回、杉並区として新たに、まず校長からのアピールをする。教育目標、自分の学校が抱えている教育課題、あるいはその学校が求める教師像、これらを各学校がホームページ等を通じて情報発信する。それに対して、区内で異動することが可能な者、これは昨年度改定された異動要綱によりますが、区内異動が可能であって、なおかつ現任校の校長の理解を得た者が、是非この学校で自分のこういう力を発揮してみたい、という1つの自己アピールの場を設ける。

これを実施して、その結果、例えば校長が、是非、次の異動の際は、どここの学校の誰々が本校の経営方針をさらに進めてくれる人物である、という具申を区教育委員会に上げる。その中でまた、区教育委員会としては、これまで同様、各学校の教育課題、区内全体のバランス等々を考慮し、配置案を作成して、東京都教育委員会に内申を上げていくという方式です。

これは裏面に、具体的な対象者ということで、先ほども申しましたが、対象者としては昨年度改定された都の定期異動実施要綱に示されている異動対象者のうち、杉並区内での異動が可能な者。なおかつ現任校の校長の理解を得ている者ということで、実際の適用時期は平成 17 年 4 月 1 日付の異動になります。

なお、東京都教育委員会の教員異動決定権との整合性については、その下の 3 に実施要綱の所から引用していますので、ご参照ください。

なお、本手続は、あくまでも人事情報の収集ということとして、最終的にはもちろん東京都教育委員会に人事権がありますので、最終決定権は東京都教育委員会にあることについては、何ら今までと変更があるものではありません。

委員長 ご質問をお願いします。

大蔵委員 非常に面白くて是非やりたいと思いますが、概念図の下のほうの今度やるという所、これは異動対象教員が自分で校長会といいますかアピールするわけですが、異動対象教員だけでなく、どの教員でも、私はこういうことをやりたいと思っていますということをお知らせしたらどうですか。そのほうがいいのではないですか。それが 1 つ、まずそれを伺います。

指導室長 このシステムは、手続を考えていく中で、そういう発想もあったのですが、あくまでも昨年度の改定された都の異動要綱に基づいた中でということになりますと、いま例えば、異動対象教員であっても、校長の経営方針、人事構想によっては、異動年限を超えても現任校に留め置くことができるわけです。そうしますと、そこで校長権限がある程度保証されたところをもってきて、本人が出たいという意思表示、これは校内では当然、面接等では行っているのですが、他の学校に対して、それを知ってしまった時に、他の学校は、是非、その方はうちに来ていただきたいという意向があった時に、現任校の校長は、いや、この方は今回こういう事情でうちとしては出せませんよということになりますと、そこで混乱が生じるのかということで、今回、あくまでも異動が可能であって、校長の理解を得ている者、というところで制限をしました。

大蔵委員 私が言っているのは、別に異動するというのではなく、今の学校でもいいのです。今の学校でもいいけれども、私はこういう考え方を持っていますよということを教員が言えるような機会をつくるために、なかなかみんなが知ることはできませんから、こういう機会に、異動したいということとは別に、私はこんな考えですということをお知らせして、それをどこかの校長がひろう。例えば、それはいいねと言って、今回は異動対象になってないし、できないかもしれないけれども、異動対象になったら、この人を取ろうと考えておくということはあるのではないかと思います。だから、私は異動したいですと言って、私はこんな考えを持っていますではなくて、その異動したいではなくて、私はこういう考えでこういうことをやりたいと思っています、

ということを言うのはいいのではないですか。

指導室長 それは、実は現在ある人事考課制度の中で、自己申告書という制度がありまして、現任校においては、本人が自分の力量をアピールしたり、当然、その年度の業務遂行上の目標を設定したりとか、それに基づいて、現任校の校長と年に2、3回面接等を行うということで、そういう中で、現行は行われていると解釈しています。

大蔵委員 でも、それでは他の校長はわからないわけでしょう。だから、ほかの人に私はこんな考えを持っていますということを言えば、校長が、それはなかなか面白い。心に留めておこうとか、そういうことというのはあり得ると思います。それはいいです。

もう1つは、教員自身からアピールをするという、下のほうに灰色で線が書いてありますね。それで能力や技量、意欲等の人事情報を教員自身がアピールするわけです。このアピールする時には、こういう考え方で異動したいですということを名乗り出るといことのようにですから、そうすると既にこの段階で校長の了解を得ていなければならないということですか。

指導室長 はい、そのとおりです。

大蔵委員 私はそこが難しくて、校長がどういう意図で承認をしないというのかよくわかりませんが、全員がとにかく名乗り出て、しかし実際にやる時に、「いや、この人はうちの学校では要る人ですよ。だから、やりません。」ということにしたほうが、先ほどと関連しますが、いいのではないかと思います。

「杉並区内での異動可能な者」というのは、どういう人のことですか。

指導室長 昨年度の異動要綱で、今、5校3地区というのが1つの条件になっています。教員のライフステージに応じて、東京都全体が12の地区に分かれているのですが、その中で5校以上、なおかつ3地区以上経験しなくてはならないということです。要するに、東京都教育委員会が極力、人事の活性化を図って、よりよい教育を目指そうとしているわけですが、その要綱の中で、現在、杉並区で勤務していて、既にその条件をクリアしている方ですと、杉並区内での異動は可能です。それから、場合によっては、まだ3地区経験はしていないけれども、今後の異動年限の中でそれは経験していくので、今回の異動については、杉並区内を希望するということも可能です。そういう意味合いで「杉並区内での異動が可能な者」という条件を付けています。

大蔵委員 「3地区5校」という中には、教頭も入るのですか。

指導室長 管理職は含まれていません。

安本委員 「杉並区内での異動が可能な者」という言い方が、今伺ってもわからないのですが、内定の希望というのは全部が通るのですか。

指導室長 必ずしも通るわけではありません。

安本委員 そうなると、これを出しても希望が通らないということもあるということですか。

指導室長 あります。

大蔵委員 「ゆびとま」というのはF A制度みたいなものですよね。野球だと10年選手とならなくても、あいつはよく打っているからうちで欲しいなとなるわけです。しかし、教員の場合には、よその学校にはそんなにわからないですね。発表会とかいくつかありますが、そんなにわからない。だから、わからせる機会を、私はこんなことができるのですよというのも、私はホームランを本当は5つ打っているのだけれども、校内で打っているものだからわからないでしょう、というのやはり言わせたほうがいいのではないかと思うのです。

指導室長 そのために今回このアピールをする場というのを。

大蔵委員 だけど、それは該当者だけですね。

指導室長 はい。

大蔵委員 だから、もっと若い時期から、あれはやるなと目を付けていれば、その学校の校長も「あいつはこんなことをやりたかったのか。ほかに対して言っただけでも、今まで学校に対しては、校長と方針が違わないから自己申告の時に黙っていたのかな」と、そういうこともあるでしょう。だから私は、今回はできるだけ十分、何にもマイナスのことではないし、例えば、人を誹謗するような、うちの校長は嫌だから、こんな校長の所にはいたくないと、異動時期ではないのに言うなら、それは許されませんが、そうではなくて、自分のことをアピールしたいならば、やらせたほうがいいと思います。たくさん情報があって、指導室に集まって、何千人の情報を聞くわけですから、それは大変だと思いますが、私はやったほうがいいと思います。

指導室長 今のご意見については、今後、研究してまいりたいと思います。

宮坂委員 質問ですが、「教員自身からのアピール」は、異動対象教員、これはあくまでも杉並区内ですか。

指導室長 はい、区内です。

宮坂委員 よその区から杉並区に異動する可能性のある教員、あるいは、そういう候補になっている教員については、どういう考えを持っているかという手段は今のところはないのですか。

指導室長 現在は、他区の校長会等々から人事情報が入ったり、あるいはかつて同じ職場にいたとか、様々なそういうことから人事情報を得ているというのが現状です。今回、この手続そのものはあくまでも杉並区内ということですので、仮に他区の方が杉並区のホームページを見て、何らかの自己アピールをしてきても、それは従来と同様な扱い、あくまでも外部からの人事情報という形になるかと思っています。

宮坂委員 間接的なものだけですね。直接的に本人からもらうということは、今の段階ではできな

いということですね。

指導室長 本人が持ってきた場合には、別に断る理由もないと思うのですが、杉並区が他の区に対して、こういう手続をやりますということは、外に対して発信しているわけではありませんので、これはいま、あくまでも区内ということで考えています。

教育長 今のことですが、ほかの区でも同じようなことができれば、23区に広がっていけば、それは23区をフリーにできる。さしあたって今、杉並区しかやっていませんから、内部情報ということ。今後の動きによって、先の大蔵委員のご指摘もありますが、自己申告制度をさらに発展させる。先ほどの議案審議の中で、委員長から話が出ていましたが、教育委員会はプロデューサーに徹して、できるだけ地域に任せる、校長に任せる。また、大蔵委員の話の中に、統合校は新たな試みをどんどんやっていくべきではないかということもあります。また、地域運営学校を平成17年度からやっていくという中で、そういったことも踏み台にしながら、この制度もどんどん充実、改善をしていきたい。そういう中で、他の自治体でも、いわば公募FA制みたいな形で取り入れていけば、それでお互いにまたできるようになる。

委員長 最後になりますが、このネーミングというか「ゆびとま」というのはどこから出てきたのですか。

指導室長 「ゆびとま」というのは、「この指止まれ方式」というところから命名したものです。一部、やや命名は軽いのではないかというご意見も頂戴しているところではありますが、現時点ではいちばんじっくりくるかということで、このような命名をしました。

委員長 行政の委員会で「この指止まれ委員会」というのが富山県庁にあるのです。私は最近、その報告書を見たことがあるのです。こういうのがやりなのかと思って聞きました。以上で報告事項の聴取を終わります。

続きまして、日程第3の「杉並区教育委員会委員長の選任について」を上程し、審議します。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条」によりまして、委員長は、委員として任期が満了した場合には、その職を失うこととなっています。したがって、本年10月1日から翌年9月30日までの任期で新たに委員長を選任したいということです。

僭越ですが、私については、現在開会されている平成16年第3回杉並区区議会定例会、9月17日の本会議において、杉並区長から、引き続き教育委員として任命したいとの議案が提出され、区議会の同意が得られていますので、10月1日から改めて教育委員として任命を受け、就任する予定になっています。選任の方法は、杉並区教育委員会会議規則第6条によりまして、単記無記名投票ともう1つは指名推薦とがありますが、いかがでしょうか。

宮坂委員 投票というのは面倒ですから、指名推薦でよろしければ、そのほうがいいと思います。

私は、差し支えなければ、丸田委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 まず、無記名投票と指名推薦という形で、指名推薦でよろしいかということですが。

(「異議なし」の声)

委員長 では、それに従いまして、宮坂委員ご意見があれば。

宮坂委員 とりあえず繰り返しますが、指名推薦ということで、できれば丸田委員に引き続きお願いできればと思っています。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、私が10月1日から、1年間教育委員長をお任せ願うことになりました。よろしく願いいたします。引き続きという形になりますが、今日ありましたような適正配置計画の問題、教育改革アクションプランの実行、また同時に、その改革、改定ということが、同時並行的に出てきています。その他教育立区の問題、それから、中学校の教科書採択とか、この1年間かなりたくさんの方が予定されています。精一杯やらせていただきますので、どうぞよろしく願いします。

続きまして、日程第4「杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について」を上程し、審議します。委員長職務代理者については、委員長が新たに選任された場合に、改めて委員長職務代理者について選任することとなっています。そこで委員長と同じ任期で、本日新たに委員長職務代理者を選出する必要性が出てくるわけです。選任の方法ですが、先ほどの委員長選任と同じように指名推薦の方法でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がないようですので、指名推薦の方法で選任することにします。ご指名がありましたら、よろしく願いします。

大蔵委員 私はずっとやってきましたので、その前は宮坂委員がやっておられました。是非、今度は安本委員にお願いしたいと思います。

委員長 ほかにご意見はありますか。

(「なし」の声)

委員長 ただいまの安本委員との指名がありましたし、ほかにご意見はないようですので、次期の委員長職務代理者は安本委員に是非お願いしたいと思います。何かもしありましたら。

安本委員 分をわきまえて生活したいと思っています。今のお話は、私の丈に合わない大変なお役と存じます。できる限り努力し、成長してまいりたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。これで予定された日程はすべて終了しました。事務局からほかにありましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程ですが、10月13日(水)14時からということでよろしくお願いいたします。

委員長 次回は10月13日、14時からということでよろしくお願いいたします。本日はこれで終了します。どうもありがとうございました。